

○議員（16番 大浦 孝司君） 皆さん、おはようございます。本日、一般質問最終日ではありますが、私の一般質問の内容においては、先般、作元議員が産業建設常任委員会の会議の折、漁業協同組合長の二宮組合長がわざわざ会議終了後、時間を取っていただきたい、話を聞いていただきたいという強い思いで説明等がございました。

このことで、私は対馬の水産振興における中で、対馬海域の大中まき網の操業は、この数十年前から、沿岸漁民とのトラブルと申しますか、非常にうまくいかずに非常に漁民が苦しんだという思いを聞かされておりました。

これが、今回の組合長の説明では、まき網の業界の方針、方向が大きく変わるという説明の中で、このことで拡大路線に転じる、簡単に言えば、中型まき網を廃止して大型まき網に、業界のやはり一つの進行方向として、一致した方向でこれを執り行くと。80トンの中型まき網の、いわゆる規模を150トンに持っていくというふうな説明が12月と2月に水産庁からあったということでございます。

その中で、非常に解せん、要は理解をしにくいことが話の中にあつたと、このことが大きな一つの内容だと捉えております。

現在、対馬海域、これは日本海の西部というふうな位置づけの中で、対馬海域はその操業の許可を水産庁の中で取られておると。この中で東の沿岸は8マイルのラインを切っております、8マイル、1,825メートルですか1マイル。西海岸においては僅か3マイル、これが操業禁止区域というふうなことで、それより中に入つてはいけませんよというふうな水産庁の線引きでございませう。

それを大型船となれば、今のは中型船の範囲でございませうが、西3マイル、東沿岸8マイル、これが中型船の操業範囲の禁止区域でございませう。

これを大型船に近い将来変えていく、こうした場合に、西沿岸は基本から言うたら、大型船は8マイルより外側の操業になります。東沿岸は10マイルから時期によっては12マイル、このようなことが国のまき網の操業禁止区域の設定がなされておるということでございませう。

この12月の説明会において、水産庁の職員、これは当然、業界がそういうふうな方向転換する、沿岸漁業等の方向性について説明をする、当然のことでありませうが、これに業界のまき網の正式名称は全国まき網漁業協会とか漁業協同組合とかいう名称でございませうが、その中で、8マイルよりさらに5マイルの内側から網を入れる、また最後に残りを対馬近海に入れ込むような協議申入れがあつたと。これ耳を疑うようなことであります。

こちらについて、作元議員がこの問題に一般質問されて産業建設常任委員会、私と作元議員がこの問題に、対馬市はこの問題をどのように市長は思われるか、そして何か策があるようなことがあれば意見を聞きたいと、このことを通告書には書いておられます。

ですから、市長の答弁は、先だって行われました作元議員の答弁と私の質問はほとんど一緒でございますから、これは省略して、私の一問一答でひとつチェックしていきたいと思いますが、そのような思いでございます。

市長、このことについて何かございましたら意見をください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 作元議員のほうにも答弁もいたしております。方向性は同じでございますけれども、ただ、今、いろいろと詳しく質問等おっしゃられましたので、私のほうからは簡潔にもう一度だけ答弁はさせていただきたいというふうに思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。大浦議員の質問にお答えいたします。

先ほども話ありましたように、このことにつきましては、作元議員の質問にも答えておりますので、重複する面が多々あるかとは思いますが、簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

対馬周辺海域における大臣許可の大中型まき網漁業の許可につきましては、九州西部海区、西部日本海海区、東海黄海海区の3海区があり、最新の許可隻数は3海区合計で35隻となっております。

また、大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針により、海区ごとに総トン数の最高限度が定められており、九州西部海区は80トン、西部日本海海区及び東海黄海海区は135トンとなっております。

このうち九州西部海区における最高総トン数は80トンであることから、一部操業区域が重複する他の2海区もその制限を受けることとなり、実質、対馬近海で操業可能な許可船は総トン数80トン以内の9隻とされております。

その中で、対馬市漁業協同組合長会と長崎県旋網漁業協同組合所属の3船団の間で、操業秩序確保と資源管理のために平成17年1月に協定が締結され、現在まで対馬西岸海域での操業自粛について継続した協議がなされております。

操業区域につきましては、漁業の許可及び取締り等に関する省令により、厳原町内院地先の神埼灯台から上対馬町鰐浦地先の三島灯台を結ぶ線より東岸は8マイル、西岸は3マイルが操業禁止区域となっております。

また、現在の協定、3船団については、西岸3マイルから5マイルにおいて5か月間の夜間のみ操業可能とされておりますが、代船建造に伴い大型化された船団については、3マイルから5マイルは周年操業を自粛するとの方向性が提示されているもようであります。

議員御質問の、対馬西岸における5マイルから8マイルの範囲での操業につきましては、船舶の総トン数の変更の特例に該当する代船建造であれば、現行の省令による西岸3マイルが適用されるものと思われませんが、対馬沿岸漁業者にとって非常に重要な海域であることから、関係者間の相互理解のもと、慎重に協議すべき問題であると認識しております。

市といたしましても、漁獲量は増大させないことに対する条件や確認方法等について、対馬市沿岸側にとって不利益な状況とならないよう、関係機関と連携、調整を図りながら、適宜対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 産業建設常任委員会の折、会議終了後の二宮組合長の説明では、細部にわたって詳しい説明は少し私らになかったような気がします。今の話の中で、概要は80から150になるんだよという中で、取扱いが中型から大型になるんだという言い方の中で、5マイルの線引きの話は不当ではないかという言い方をされた程度に終わったんです。

今の市長の話の中では、今回の80から150トンに拡大した場合の規模ですね、これでその関わり合いが少し緩和措置があるみたいな話をちょっとしたんですが、その辺、ちょっともう一回確認を取りたいんですけども、その辺が当日の話にはなかったような気がします。

簡単に言えば、80から150になった場合に、その5マイルから操業を開始できるような要請的なものがあつたというふうなことで、それは承服できないというふうなことでございます。

そして、もう一つは、従来であれば大型船において西の操業禁止区域は8マイルより外だと、そういう説明がございました。それと、東海岸においては、通常、大型が10マイルから外ですよという言い方をされています。ですから、今の何と申しますか、80トンと150トンにする場合の特例の措置の中で少し緩和があるような話をちょっとされたような、今の市長の発言の確認を再度、取ってみたいと思います。ちょっと詳しく、時間をゆっくりお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうに報告があつておりますのは、今回、これまで特にこの対馬の西側の海域で操業されているまき網船は80トンまでとされております。そういう中、やはりまき網業界におきましても、安定的な経営を図ることやら、やはり安定した雇用を図るためには、船の大型化による居住環境の改善、そしてまた、安全性の向上を図ることが必要であるということが水産庁の考え方でありまして。

そういう中で、現行の80トンの場合、70トン増トンし、150トン型とすることによって、その基準を満たすことができる。これを特例と認めることが可能ということでありまして、その内訳といたしましては、労働居住環境の改善で30トン、そして安全性向上で40トンの増

トンが必要というようなことが示されているようであります。

そしてまた、その上で、船のトン数は150トンまで、70トン増トンをされますけども、網船の魚槽、要するに捕った魚を入れる魚槽についてはこれまでと同じということと、その網台網を置く面積もこれまでと同一だということが示されているようでありまして、その上で漁獲量は増量することはありませんということが水産庁から説明がされているというふうに聞いております。

漁業者の方々が一番心配されてあるのが、やはりこれまでより以上の魚の捕獲、増量でございますので、そこがちょっともう少し丁寧な説明が要るのかなと思っておりますし、ただ、まき網漁業者のほうからすれば、このアジ、サバ、イワシ等はTACの制限がかかっておりますので、例えば、ある船だけがその制限以上を捕ったらほかの船が今度、今までよりも捕ることができないことになるというようなことで、そこら辺も絡めた上で、増量の抑制を図っていくというような説明がされているということを知っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 素人的にこの話を聞けば、大型船は大型船じゃないかと、操業禁止区域は国に示したとおり、西海岸8マイル、東海岸10マイル、これを基本とすることが船をどう造ろうと基本じゃないかというふうに捉えるわけですが、簡単に言えば。しかし、そうじゃないという水産庁の考え方にここらを示しておるんでしょうが、これはあれでしょう、今からの話の中で、沿岸漁業のほうとそういうふうな話し合いを決着つけることになるわけでしょう、ですね。私はそう思いますよ。

ですから、簡単にこう言えば、船は大きくなった、大型という名称になった、中身は前と変わらんような格好でどうのこうのちゅうのは、非常に沿岸漁業者としてみれば、承服されないと。

組合長さん、そこに力を入れていましたよ。到底という言葉に近かったですね。受け入れられないと、そんなことはへりくつで。

2月1日だったと思いますが、私らの産建の委員会は。そのときはそういう勢いでございましたから、そういうことで、これは元気を出さないかんから、対馬市、一応過去の数字を申し上げますが、やはり、漁業全体の話でもありますが、対馬島の第一の経済的な基盤をつくってきた水産業界の一つの思いがございますよ。それで、ちょっと聞いてほしいんですが、過去の水揚げの実績として、一番ピークであったのは、平成7年の三百十数億円を超えて売り上げを、対馬経済の柱であったというときの漁業の従事者数は6,889人おられたということです。かなり盛んであったということが、この数字で見えます。

それから、平成13年にこの300億円が200億円を切ったということで、5,773名の

従事者に減っていったと。

最後に、令和2年、これおおむね2年前の話なのですが、この数字は市の水産課のほうで12漁協の売上げを集計した数字でございますから、そういうことで真珠の売上げが入っておりません。105億円という金額まで落ちております。要は、平成7年から約3分の1に漁獲高が落ちたということでありまして。そして、従事者3,721人、ここまで半減したというふうなことを数字の上では出ております。

最後にもう一つ不安材料でございますが、その従事者の60歳以上が約7割を占めておると。ですから、水産業界がなぜこういうふうになったかというふうなことについては、水産資源が以前に比べて減少した、そして魚価が安くなったというふうなことの中に、特にまき網との競合が以前から一つの大きな妨げであったということは、私はこの20年間の政治活動の中で耳にしておりました。

やはり、組合長さんの思いは、対馬漁民のみならず対馬市、そして対馬市議会、この問題について受けて立つ、ここらを気持ちの面であってほしいような気がいたしました。

その辺で、作元議員との話の中で、市長が表に出にくい話は、それも聞いておりますが、率直にこの問題をどのように捉えて、具体的な策は表に出しにくいということで終わるのか、それ以外に何かございましたら御意見を賜りたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、非常に難しい問題だというふうに認識しております。確かに対馬の周りでの漁業資源の減少による漁業者もかなりの減だというふうに認識をしているところでございます。そういう中、前市長のときから対馬市といたしましては、これらの環境に対処するために、対馬海洋保護区を目指してまいりました。対馬の周りを12マイルでしたか、できるだけ収奪的な漁法は禁止をしたいというようなことで、当時、水産庁や県にも話をさせていただきましても、なかなかそのことについては理解をしていただけなかったという思いを私も持っております。

そういう中また、今回のこのような、まき網漁船の大型化によることで、対馬の沿岸漁業者が大変困惑しているということで、私はその気持ちは十分理解をしているところでございます。

実際に、この九州西海域ですか、西岸海域ですかね、ここについては、対馬の周りは東側は8マイル、西側は3マイル以内では操業はできませんと。その上、まき網事業者と対馬の沿岸事業者との協議の中で、今現在は3マイルから5マイルの間において、年間5か月間、夜間だけの操業が認められているということでございます。

これを今、まき網側のほうが、むしろ5マイルから8マイルについて操業することができないかというような要望を出しているということは伺っておりますけれども、そのことについては、対

馬の沿岸漁業者にとっては死活問題だというようなことで、このことについては断固として反対していこうということで動いていらっしゃるということはお聞きしております。

そういうことで、対馬市としてのこういった判断というのは、我々がすることじゃありませんけども、我々は、やはり対馬市の沿岸漁業者に寄り添ってこの対馬の水産業、漁業を守っていきたいという思いに立っております。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ちょっと確認でございますが、西部日本海海区、この中が対馬の特になくなるわけですね。その全体で許可を取っておられる船、中型が9ヶ統、9船団、そういうことですね。（発言する者あり）

結局、対馬海域に関わる中での中型の9船団、これは全部80トン級から150トンに全部する見込みでの説明をされたんでしょうかね。そこをちょっと確認を取って見たかったんですがね。それは把握していませんか。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） お答えいたします。

九州西部海区、通称第7海区と申しますが、ここの操業区域での許可を取っている大中まき網は、全国で今9隻ございます。この中で、今後、代船計画、増築していく計画ですね。それがあるのは、今のところ3隻ということは聞いております。3隻、3ヶ統。9ヶ統あるうちに今のところの計画は3ヶ統の計画があるということは聞いております。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） その辺がまだ分かりにくかったですよ、説明の中でね。だから、どれだけの船が入っておるか、これも20年前は7ヶ統ぐらいの数字だったと思いますよ。ところが、今、9に増えている、9つに。そのうちの3船団だけが80から150の中に入ってくるということですかね、今の説明。ほかはしないということですか、それはいいですね、今のところ。それは説明にございましたから。

それと、大型をちょっとチェックしますが、今、125トンとか120トンとか以上、150トン前後のことで大型がこの海域にどれだけ入っておるか把握していますか。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、黒岩慶有君。

○農林水産部長（黒岩 慶有君） お答えいたします。

7海区の制限は80トンまででございますので、最大でも9ヶ統しか入ってこれないということになっております。（「大型ですよ」と呼ぶ者あり）大型は、この第7区には入ってこれないと。80トンまでがこの第7海区の許可でございます。第6海区、第8海区には大型は入ってこれませんが、この第7海区につきましては80トンクラスしか現在は入ってこれないということで

ございます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうから補足をさせていただきますけども、この第6海区、第7海区、第8海区は一部、対馬海域のところで重複をしております。重複はしておりますけども、この7海区の範囲内では、今、部長が説明をしましたように、80トンまでしか操業はできないということで、6海区、8海区の135トン以上のまき網船団については、この対馬の周辺には入ってこれないというのが、今の現状であります。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 何かの間違いでありましょうから、後でまた確認を取りますが、市長の見解はそういう数字ではなかったですね。だから、ちょっとその辺の見解がどうあったかというのは、確認は取れます。数字から言うたら大型船の、対馬に入ってこられる範囲の許可というのは、もっと大きな数字であります。

そういうことですが、ここでやり取りはしません。後に確認は取りますから、それでいいですね。

それと市長、この問題はちょっと気になるんですが、本来であれば、水産庁が5マイルの線引きの中にうんぬんというようなことを、市長の先ほどの発言から言えば、当然、加勢をするようなことであるかもしれませんが、組合長さんの話では、本来であればそういうことを了解の後押しをするような発言は承服しかねるというようなことに近かったと思います、そのときの話です。そのときの話のことを私は言っています。ですから、どっちが正しいか分かりませんが、そんなニュアンスの言葉を議会の、産建の中では話されまして、非常にそこところはチェックする必要があると、かように思うんですが、そこら辺りは別に、全く問題はしておりませんか。ちょっと確認を取りましょう。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほどから申しておりますように、まず、今回の水産庁が計画しております、まき網船団の大型化については、操業の安全性向上、そして漁船員の居住環境の改善のために増トンするんですよという説明をされていると。このことに関しては、我々は全く関わることはもちろんありませんし、このことについては問題は、私自身は個人としてはその労働環境、安全性向上のためにされるということであれば、このことは問題はないんでしょうけれども、ただ、対馬市の漁民と、私は対馬市の漁民側に立つという立場で、これまでの東側8マイル、そして西側の3マイルは船を増トンされても、できる限り、対馬の漁業者との協議の場できちんと納得のいく形で守ってほしいというようなことを申し上げております。

これを申し上げておりますというか、これを直接そのまき網事業者や水産庁に申しているわけ

じゃないんですけど、要は対馬市としてはそのような漁業者を守る意味から考えますと、そのような形でお願いをしたいと思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私も2月の産建のときの組合長の説明の範囲で物事を聞いて、その中であった範囲のことで、裏づけチェックはいたしておりませんが、今のところが一番ひっかかるような、私の話の中でありましたので、私なりに十分またそれらの調査をしてみたいと思います。

私は、船の、大型船という定義をつくる以上、そこに操業禁止区域というのがはっきり出ているわけですから、何となく、造った船がどうのこうのというふうなことではないと、私は思いますよ。その辺を少し業界に国がその辺、甘いんじゃないかというような意見もございましたから、ちょっとその辺は慎重に注意して調べてみたいと思います。

同じ質問を一議会で2遍したというふうになりますから、もっと早う時間的には終わらないかんかったんですが、以上が私のこの間の組合長の説明の中で模索をしていって、対馬島民の沿岸漁業の、ようは有利になるような今回のことに結びつけないかんちやないかなというふうな二宮組合長の思いに対して、その応援をせならんなどというふうなことでこの席におります。

一応、議長、2人の質問者がありましたので、時間少し残っておりますが、一般質問の、一応終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、16番、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開を11時からいたします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。大浦孝司君から早退の届出があっております。

引き続き、市政一般質問を行います。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） こんにちは。今議会から一人会派、市民協働となりました9番議員脇本啓喜です。今後とも小職は是々非々を一層貫き、行政や議会の常識と一般社会の常識との乖離を少しでも埋めつつ、「対馬を変える主役は市民！」のスローガンを掲げ、議員活動に邁進してまいる所存でございます。皆様からの倍旧の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。